

# 令和3年度中小企業等外国出願支援事業 第2次募集のご案内

公益財団法人ふくい産業支援センター

公益財団法人ふくい産業支援センターでは、県内の中小企業が行う外国での戦略的な特許等出願を支援するため、出願費用の一部を補助する「中小企業等外国出願支援事業」を実施します。

つきましては、下記のとおり募集を行いますので、外国への特許等出願の支援を希望される中小企業者等の方々のご応募をお待ちいたしております。

募集期間 令和3年6月21日（月）～7月30日（金）

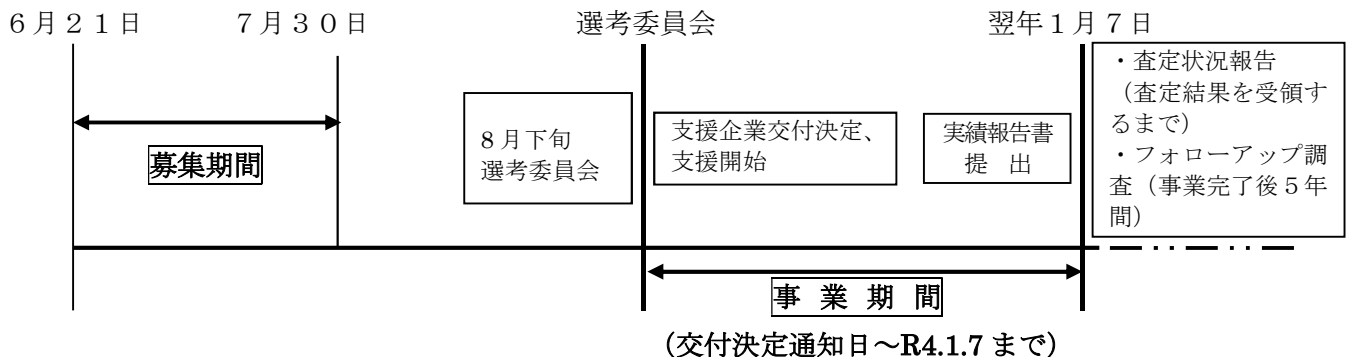
※申請書に必要事項をご記入の上、必要書類を添付し、受付期間内に下記窓口まで郵送または持参してください。（FAXによる提出は受け付けられません。）

※ご応募をお考えの方は事前にご相談ください。

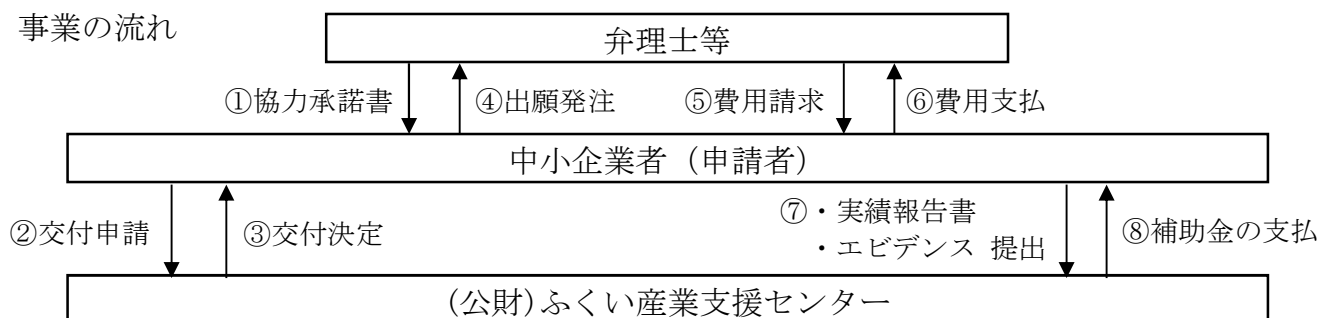
## 事業概要

対象事業	特許、実用新案、意匠、商標、冒認対策商標の外国特許庁への出願
対象企業	福井県内に本社を置く中小企業（個人事業者、事業協同組合含む、ただし、みなし大企業は除く） ※地域団体商標については、商工会・商工会議所、NPO法人も対象
事業期間	交付決定通知日から令和4年1月7日まで（実績報告書他エビデンス一式提出）
補助率	助成対象経費の1/2以内 間接補助金申請額は、助成対象経費を1/2後、1,000円未満を切り捨ててください。 ※ただし1出願当たりの補助金額上限は、特許出願の場合150万円、実用新案・意匠・商標登録出願の場合60万円、冒認対策商標出願の場合30万円です。なお、1企業に対する1会計年度内の補助金交付総額は、上限300万円です。
補助対象経費	①外国特許庁への出願に要する経費 ②外国特許庁へ出願するための現地代理人に要する経費 ③外国特許庁へ出願するための国内代理人に要する経費 ④外国特許庁へ出願するための翻訳に要する経費 ※事業期間内に発注、支出した経費が対象となります。 ※弁理士間等の仲介手数料は原則補助対象になりません。 ※日本国特許庁への出願に要する経費および日本国内の消費税、さらにVAT（付加価値税）は対象外となります。
申請後の流れ	選考委員会において、対象特許等の内容や関係する製品・サービス等について出願予定国における事業計画の説明をしていただく予定です。

## 令和3年度事業スケジュール（2次募集）



## 事業の流れ



- 補助要件 ①補助対象経費のうち、令和4年1月7日までに外国特許庁への出願または指定国への移行および経費の支払いが完了したものが補助対象になります。
- ②実績報告書の添付資料に、外国特許庁への出願（PCT出願の指定国への移行を含む）が完了した事を証する書類等（出願書類、送金伝票など）の写しがない場合には補助対象とはなりません。
- ③補助金は、実績報告を受けて検査を行った後、お支払い（精算払）することになります。
- ④事業終了後、本事業の支援を得て出願した特許等について、査定結果を受領するまで権利化の査定状況および、当該特許等を用いた外国における事業展開状況について報告していただきます。

申請用紙 当財団のホームページからダウンロードできます。<https://www.fisc.jp/technology/>

- 添付書類 ①登記簿謄本等（現在事項全部証明書）の写し（個人事業者：住民票の写し、事業協同組合等：定款）
- ②事業概要（注1）（事業協同組合等、商工会・商工会議所、NPO法人は除く）
- ③役員等名簿（注2）
- ④組合員名簿（事業協同組合等のみ必要）
- ⑤直近2期分の決算書（貸借対照表及び損益計算書）等の写しおよび直近過去3年分の納税証明書
- ⑥外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類
- （PCT国際出願の場合は、PCT国際出願の出願書類、国際報告書、見解書、日本を指定締約国としたハーグ協定に基づく国際登録を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とする場合には、当該国際登録に係る国際事務局発行の「国際登録証明書」（INTERNATIONAL REGISTRATION CERTIFICATE））
- ⑦外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）（注3）
- ⑧外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等）
- ⑨先行技術調査等の結果（注4）
- ⑩外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し
- ⑪その他（公財）ふくい産業支援センター理事長が必要とする資料（注5）

（注1）法人における「会社の事業概要」及び個人事業者における「事業者の概要」については、それぞれ事業概要が明記されているパンフレットによる代用が可能。

（注2）「役員等名簿」については、申請書の別添を参考に、法人である場合は役員、個人事業者である場合はその者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者について記載する。

（注3）「見積書等（写しも可）」については、現地代理人費用の支出予定先の明記が必要（翻訳費用等についても、国内代理人が他者に依頼する場合は、支出予定先を明記）。

また、交付申請書の「3. 間接補助金交付申請額（内訳）」における経費区分ごと及び出願国ごとの計算過程及び助成対象経費か否か分かるように記載すること。

（注4）「先行技術調査等の結果」については、調査結果のみならず、調査種類、調査対象範囲、調査実施者等も記載する。なお、J-PlatPat（特許情報プラットフォーム）による検索結果の写し、PCT出願に関する国際調査報告書の写し、国内出願がすでに登録査定となっている場合は特許査定通知等の写し（商標登録出願の場合は除く）による代用が可能。（先行技術調査報告書の入手には時間がかかりますので、ご注意ください）

（注5）「地域未来牽引企業（うちグローバル型に類型される企業）」に選定された企業にあつては、選考委員会に於いて加点措置を行いますので、選定証の写し等を添付ください。

**※採択した企業、団体の名称、所在地及び交付の決定を受けた出願種別について外部公表を行います。また、交付決定金額や採択件数についても経済産業省の判断により外部公表する場合がありますことをご承知おきください。**

お問い合わせ・申請書提出先

公益財団法人ふくい産業支援センター オープンイノベーション推進部 外国出願支援事業担当宛  
〒910-0102 福井市川合鷺塚町6 1字北稲田1 0（福井県工業技術センター内）

TEL 0776-55-1555 FAX 0776-55-1878